

萩市最低制限価格制度実施要領

令和4年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、萩市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事をいう。以下「工事」という。）における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）に基く最低制限価格制度（以下「最低制限価格」という。）の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格設定の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、設計金額が130万円を超え1,000万円未満のものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 土木系工事のうち、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事
- (2) 営繕系工事のうち、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事（直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上のものに限る。）
- (3) 土木系工事又は営繕系工事に係る解体工事
(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 土木系工事（土木等一般工事）

予定価格算出の基礎となった「直接工事費の9.7/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の6.8/10（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）」に10分の9.8を乗じて得た額（小数点以下切捨て）

- (2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事）

予定価格算出の基礎となった「直接工事費（直接工事費から現場管理費相当額を減じた額をいう。第4号において同じ。）の9.7/10+共通仮設費の9/10+現場管理費（現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額をいう。第4号において同じ。）の9/10+一般管理費の6.8/10（費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）」に10分の9.8を乗じて得た額（小数点以下切捨て）

- (3) 前2号の規定にかかわらず、当該各号の規定により算出した額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5とする（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）。

- (4) 工事の特殊性等から第1号及び第2号の規定により難しいもの

予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で予定価格の決定者が定める割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）

2 前項第2号の現場管理費相当額は、次に掲げる額とする（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）。

(1) 昇降機設備工事その他製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じて得た額

(2) 前号以外の工事 直接工事費に10分の1を乗じて得た額

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は失格となることを当該入札に参加しようとする者に周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格設定の対象工事を入札に付するときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。